

## 5. 南部町のごみの分別収集について

### 可燃ごみ

#### <対象>

生ごみ、皮製品、  
ゴム製品など

#### 出し方

- ・可燃ごみの指定袋に入れて出してください。
- ・袋は口をしっかり結んで、逆さにしてもごみが出ないようにしてください。
- ・指定袋に入らない場合は、50cm程度にして指定袋(大)を付けて出してください。

#### 注意点

- ・金属部分は、外してください。
- ・やわらかいプラスチック製(押したらへこむ程度)の除草剤、洗剤、調味料、食用油等の容器は「可燃ごみ」として出してください。
- ・在宅医療廃棄物(薬剤パック、チューブ等)のやわらかいプラスチック類は中を空にして、「可燃ごみ」として出してください。
- ・注射器、注射針、薬剤ビンを受診した医療機関 または 購入した薬局等へ返還してください。

※生ごみは、十分に水切りしてください。



※鞆やベルトの金具は「不燃ごみ」  
で出してください。

※指定袋に入らない場合は、  
50cm程度にして、ひもで縛り、  
指定袋(大)をくくり付けて出  
してください。



### 【不法投棄の禁止】

- ◆ ごみの不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。ごみの分け方、出し方を再確認して、適正に処分してください。
- ◆ もし不法投棄を発見、目撃した場合は、役場 町民生活課へご連絡ください。

電話 0859-64-3781 (天萬庁舎)  
0859-66-3114 (法勝寺庁舎)

<テノヒラ役場>で不法投棄の通報もできます。  
詳細はこちら→

